指定給水装置工事事業者　各種申請提出書類一覧

１．新規指定

提出書類　　各１部	法人	個人	
指定申請書（表面）（裏面）	●	●	個人の場合、名称は会社名の後に個人名を入れてください。 （例　〇〇設備　水道太郎）
機械器具調書	●	●	指定の基準となる以下の機械器具は必ず記入してください。 ・管の切断用・・・・・金切りのこ　等 ・管の加工用・・・・・やすり、ねじ切り機　等 ・接合用・・・・・・・トーチランプ、パイプレンチ　等 ・水圧テストポンプ・・型式、性能、メーカー名を記入
誓約書（水道法第５条の３第１項第３号関係）	●	●	
定款（写し）	●		直近のもの。 「この写しは現行定款に相違ありません」と記入し、捺印すること。
登記簿謄本（全部事項証明書）	●		発行から３か月以内のもの
住民票		●	発行から３か月以内のもの
給水装置工事主任技術者免状のコピー	●	●	
申請者位置図	●	●	
事業所位置図	●	●	個人の場合、県・市営住宅等は不可
事業所内外・器具写真	●	●	
配管技能者免状のコピー	〇	〇	同時に配管技能者を選任する場合
主任技術者選任・解任届出書	●	●	
資格者異動届出書	●	●	選任する主任技術者及びその他資格者を登録する場合も記入
指定・更新時確認事項	●	●	
指定・申請提出書類チェックリスト	●	●	

審査には５営業日前後かかります。審査後、事業者証交付日を連絡します。
やむを得ない事情がある場合は郵送での申請も可能です。事前にご相談ください。
ただし、事業者証交付の際は以下の３点をご持参の上、来庁いただく必要があります。

・手数料12,000円
・事業者証受取人の認印
・給水台帳情報提供に係る誓約書及び個人情報取扱規程

指定給水装置工事事業者　各種申請提出書類一覧

２．更新

提出書類　　各１部	法人	個人	
指定申請書（表面）（裏面）	●	●	個人の場合、名称は会社名の後に個人名を入れてください。 （例　〇〇設備　水道太郎）
機械器具調書	●	●	指定の基準となる以下の機械器具は必ず記入してください。 ・管の切断用・・・・・金切りのこ　等 ・管の加工用・・・・・やすり、ねじ切り機　等 ・接合用・・・・・・・トーチランプ、パイプレンチ　等 ・水圧テストポンプ・・型式、性能、メーカー名を記入
誓約書（水道法第５条の３第１項第３号関係）	●	●	
定款（写し）	●		直近のもの。 「この写しは現行定款に相違ありません」と記入し、捺印すること。
登記簿謄本（全部事項証明書）	●		発行から３か月以内のもの
住民票		●	発行から３か月以内のもの
給水装置工事主任技術者免状のコピー	●	●	
申請者位置図	●	●	
事業所位置図	●	●	個人の場合、県・市営住宅等は不可
事業所内外・器具写真	●	●	
配管技能者免状のコピー	〇	〇	新たに配管技能者を選任する場合
資格者異動届出書	〇	〇	配管技能者・その他資格者を登録する場合
指定・更新時確認事項	●	●	
指定・更新申請提出書類チェックリスト	●	●	

更新は毎年度９月末に行います。当年度更新対象業者には事前に案内を送ります。
郵送での申請も可能です。事前にご相談ください。
ただし、新事業者証交付の際は以下の３点をご持参の上、来庁いただく必要があります。

・手数料10,000円
・事業者証受取人の認印
・現在の事業者証

指定給水装置工事事業者　各種申請提出書類一覧

３．指定事項変更

変更内容	事業者名称、代表者、本社又は事業所住所変更		役員変更	定款変更	業務内容変更	休止	廃止	再開
提出期限	変更日から30日以内		変更日から30日以内	遅滞なく	遅滞なく	休止日から30日以内	廃止日から30日以内	再開から10日以内
提出書類　各１部	法人	個人	法人	法人				
指定事項変更届出書	●	●	●	●				
誓約書（水道法第５条の３第１項第３号関係）	●	●	●	●				
定款（写し）	●			●				
登記簿謄本（全部事項証明書）	●		●					
業務内容変更届出書	○※				●			
廃止・休止・再開届出書						●	●	●
現在の事業者証	●	●				●	●	

※変更が有る場合

４．資格者変更

変更内容	取得	変更	選任	解任
提出期限	遅滞なく			
提出書類				
資格者異動届出書　２部	●	●	●	●
取得した資格者証の写し　１部	●	●	●	
所属を証明できる書面の写し（保険証等）１部		●	●	

上記３～４ともに申請は郵送でも可能です。

主任技術者選任・解任に関しては、上記の他に以下の書類が必要となります。

・主任技術者選任・解任届出書　２部

・主任技術者免状の写し（解任時は不要）１部